給付奨学金の適格認定(学業)について

《適格認定(学業)における学業成績の基準》

区分	学業成績の基準
① 廃止	・修業年限で卒業又は修了できないことが確定した場合
(支給の打ち切り)	・修得単位数が標準の5割以下の場合
	・出席率が5割以下など、学修意欲が著しく低いと学校が判断した場合
	・次に示す「警告」の区分に連続して該当した場合(ただし、②に該当する
	場合を除く)
② 停止	・2回連続して下記③の「警告」となった場合のうち、2回目の「警告」の
	理由が「GPA(平均成績)等が下位4分の1」のみの場合(ただし、3回連
	続で「警告」となった場合を除く)
③ 警告	・修得単位数が標準単位数の6割以下の場合
	・GPA(平均成績)等が下位4分の1の場合
	・出席率が8割以下など、学修意欲が低いと学校が判断した場合
④ 継続	・「廃止」、「警告」以外の者

《適格認定(学校処分)における基準》

① 廃止	・懲戒処分による退学又は除籍の場合
	・無期停学又は3か月以上の有期停学の場合
	※いずれの場合も、処分を受けた学年の初日以降の支給分について返還が必
	要
② 停止	・3か月未満の停学の場合
	・訓告処分の場合

上記による適格認定における基準に該当する以外の場合にも、次のいずれかに該当すると きは、支給が打ち切られたうえで、返還が求められます。

- (1) 偽りその他不正の手段により支給を受けた場合
- (2) 大学等から退学・停学 (無期限又は3か月以上のもの) の懲戒処分を受けた場合